

# 園舎でない場所を主な活動拠点とする「自然保育」 認可外保育施設の届出の手引き

---

令和2年7月  
岐阜県健康福祉部子ども・女性局

## 目次

<b>1 経緯</b> .....	<b>1</b>
<b>2 基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>3 認可外保育施設の設置届の根拠</b> .....	<b>2</b>
<b>4 届出に係る提出書類等</b> .....	<b>2</b>
<b>5 幼児教育・保育の無償化に係る手続きの流れ</b> .....	<b>3</b>
<b>6 安全性を確認するための提出書類等について</b> .....	<b>3</b>
(1)責任者及び複数の連絡先の確保について .....	3
(2)保育の場所の特定について .....	4
(3)雨天荒天時の安全確保について .....	5
(4)受入対象年齢について .....	7
(5)園舎でない場所を主な活動拠点とすることを踏まえた安全対策 ..	7
<b>7 国指導監督基準及び安全性確保のためのポイントの整理</b> .....	<b>8</b>
<b>8 問い合わせ先</b> .....	<b>10</b>

## 1 経緯

近年、森林等の豊かな自然環境等を活用し、野外を中心とした体験活動を取り入れた「森のようちえん」「自然保育」などと呼ばれている活動（以下、「自然保育等」という。）が広がりを見せており、県内でも、広く、こうした活動が行われています。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」という。）が開始されましたが、当初、自然保育等については対象外とされていました。しかし、その後、国から示された「無償化に関するFAQ」（厚生労働省）（以下、「国FAQ」という。）において、新たに、園舎でない場所を主な活動拠点とする自然保育等についても、保育の実態があるなどの要件を満たす場合は、児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出の対象となり、無償化の対象となることが示されました。

これを受けて、本県においても、近県の状況や自然保育等の活動実態も勘案しながら、届出の対象範囲について、県としての考え方を整理し、この手引きを作成したものです。

## 2 基本的な考え方

本県における、認可外保育施設の届出の対象範囲の考え方は、国が乳幼児の健康や安全を確保するために定める「認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号）」（以下、「国指導監督基準」という。）と併せて、国FAQが例示する、安全確保のポイントを満たすかどうかにより確認します。詳細は、6、7で述べますが、まず基本的な考え方として、本県では、園舎又はこれに相当する建物（以下、「園舎等」という。）を有する場合を届出の対象とし、また、活動拠点と園舎等との距離については、一律の基準を設けないこととします。

### （1）園舎等を必要とする理由

国FAQでは、「認可外保育施設の業務を行う上で、園舎は通常必要と考えること」との考え方が示された上で、「園舎のないいわゆる自然保育について、地域の独自の認証・認定制度等を踏まえ、都道府県等の判断で」届出を受ける場合の、安全性確保に向けた指導のポイントが例示されています。（「6 安全性を確認するための提出書類等について」参照）

本県では、この考え方に加え、国指導監督基準では、園舎等を有することが前提とした施設基準が定められていること、また、年間を通じた活動の中では、梅雨時など雨天荒天が続く季節も想定され、屋外での活動が制限されるこうした季節においても、児童に安全に保育を提供するためにも園舎等が必要であると考えています。

このため、当面の間、園舎等を有する場合を届出の対象とし、「7 国指導監督基準及び安全性確保のためのポイントの整理」において、届出の際の基準等について考え方を示します。

### （2）活動拠点と園舎等の距離の考え方

上記（1）の園舎等を必要とする理由で述べたとおり、梅雨時など雨天荒天が続く季節における保育の継続的な提供、利用者の利便性や安全性等の観点から、事実上、双方で保育が出来る距離でなければならないと考えており、よって、一律の距離要件を設けることはせず、立地等を勘案して判断します。

なお、指導監督を行う観点からは、同一の市町村内が望ましいです。

### 3 認可外保育施設の設置届の根拠（児童福祉法第59条の2）

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、市町村長の認可又は幼保連携型認定こども園の都道府県知事の認可を受けていないものについては、その施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に、次の（1）～（6）の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととなっています。

- （1） 施設の名称及び所在地
- （2） 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- （3） 建物その他の設備の規模及び構造
- （4） 事業を開始した年月日
- （5） 施設の管理者の氏名及び住所
- （6） その他厚生労働省令で定める事項（児童福祉法施行規則第49条の3）

### 4 届出に係る提出書類等

提出先	提出期限	提出書類	提出部数
施設の所在地を所管する県事務所等福祉課	事業の開始の日から一月以内	別添のとおり	各1部

※1 1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としていない場合は、保育の実態がないものとして届出の対象とならないため、受け付けない場合があります。

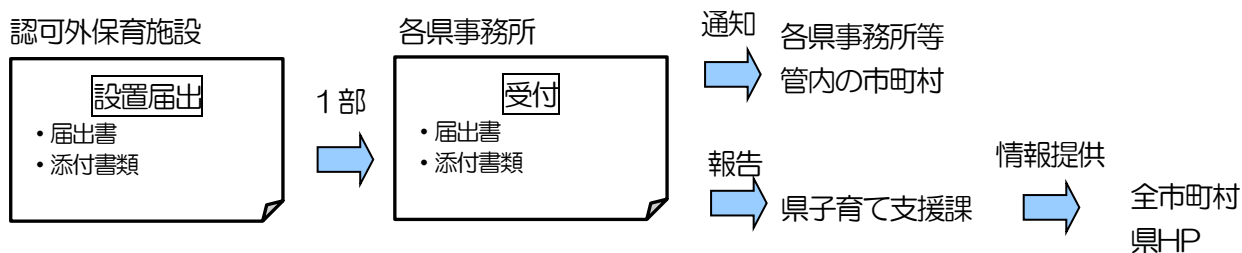
※2 国指導監督基準に基づく県の指導監督要綱、届出様式、届出先等について、県のホームページ上に掲載していますので、下記URL又はQRコードからご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/kosodate/11236/ninnkagaitodokede.html>

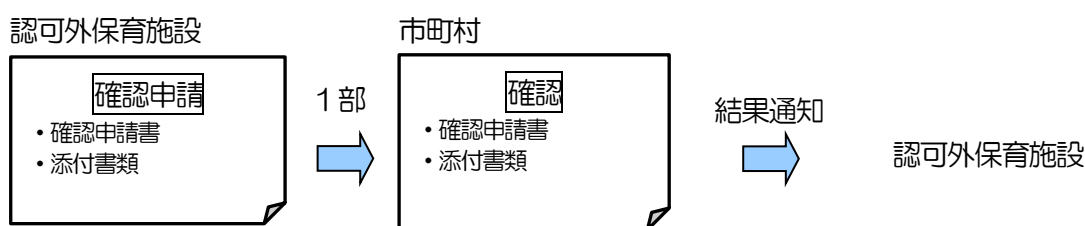


## 5 幼児教育・保育の無償化に係る手続きの流れ

### (1) 設置届



### (2) 施設等利用給付施設の確認申請（無償化対象施設として認められるため）



※上記の手続きとは別に、利用者（保護者）は、保育の必要性に関する市町村の認定を受ける必要があります。

## 6 安全性を確認するための提出書類等について

園舎等でない場所を主な活動拠点とする場合には、一般的な認可外保育施設の届出の他に、次の（１）～（５）に基づき安全性を確保する必要があります。

### (1) 責任者及び複数の連絡先の確保について

実施主体の代表者（責任者）が特定され、緊急時に速やかに連絡が取れること（複数の連絡先（携帯電話番号等）があることが望ましい。）。

#### 【具体例】

下表のような体制で運営する場合、毎日、複数の方が連絡できるよう、代表者の他、職員A～Cの連絡先、職員名簿、シフト表等を提出する必要があります。

シフト表	月	火	水	木	金
代表者	○	○	○	○	○
職員A	○	○	○		
職員B		○	○	○	
職員C			○	○	○
職員D	○	○			
職員E				○	○

## (2) 保育の場所の特定について

遊具などの保管場所が特定されているなど、保育の場所が特定できること（定期・不定期の調査、監査が可能であること）。

### 【具体例】

園舎等でない場所を主な活動拠点とする場合、保育の場所を特定するために次の①～⑤のとおり資料を提出する必要があります。

- ① 活動拠点の周辺を示した地図（1/1万～1/5万）により、園舎等と活動拠点の位置関係及び活動範囲を明確にする必要があります。
- ② 活動拠点の主要な場所（遊びを行う場所）について、写真により明確にする必要があります。

※遊具を保管する物置、手洗い場、あずまや等の目印となる設備等が写っていることが望ましいです。

- ③ 保護者から子どもを預かる集合場所（駐車場など）から、活動拠点の遊びを行う場所までの経路が判るよう、①の地図により明確にする必要があります。
- ④ 活動拠点が複数ある場合は、①～③と同様の資料をそれぞれ提出する必要があります。
- ⑤ 活動拠点が複数ある場合は、活動のローテーションが確認できる資料を提出する必要があります。

### (3) 雨天荒天時の安全確保について

雨天荒天時の乳幼児の安全を確保できる対策が取られていること。（近隣の建物やシェルター（以下、「建物等」という。）、園バスや関係者の自家用車（以下、「園バス等」という。）への待避が可能であることなど）

#### 【具体例】

園舎等でない場所を主な活動拠点とする場合、乳幼児の安全を確保するために、次の①～⑥のとおり資料を提出する必要があります。

- ① 活動拠点の近隣の建物等の名称及び所在地並びに園バス等の状況を確認するため、建物の登記簿、パンフレット、ホームページの関係部分の写し、車検証の写しなどを提出する必要があります。
- ② ①の建物等の構造、規模及び設備（手洗設備、トイレ等）を確認するため、平面図、パンフレット、ホームページの関係部分の写しなどを提出する必要があります。  
※収容可能人数は、乳幼児1人当たり1.65㎡を目安としてください。
- ③ ①の建物等の詳細を確認するため、外観及び滞在する居室の写真などを提出する必要があります。
- ④ 雨天荒天時に、①建物等が確実に使用できることを確認するため、所有権、賃貸借権などが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、覚書等）を提出する必要があります。
- ⑤ 活動拠点の場所から、建物等もしくは園バス等の駐車場所までの移動経路、所要時間等を確認するため、①～④の資料で情報が不足する場合は、不足する情報に関する資料を提出する必要があります。
- ⑥ 活動拠点が複数ある場合は、①～⑤と同様の資料をそれぞれ提出する必要があります。

園舎等と活動拠点の距離が離れており、速やかに避難することが困難な場合は、建物等又は園バス等を確保する必要があります。

【速やかに避難できる場合】

園舎等



活動拠点

※園舎等まで速やかに避難することができる場合は、園舎等以外に避難場所を確保する必要はありません。

【速やかに避難できない場合】

園舎等



建物等又は園バス等

※速やかに避難できる位置に確保する必要があります。



活動拠点

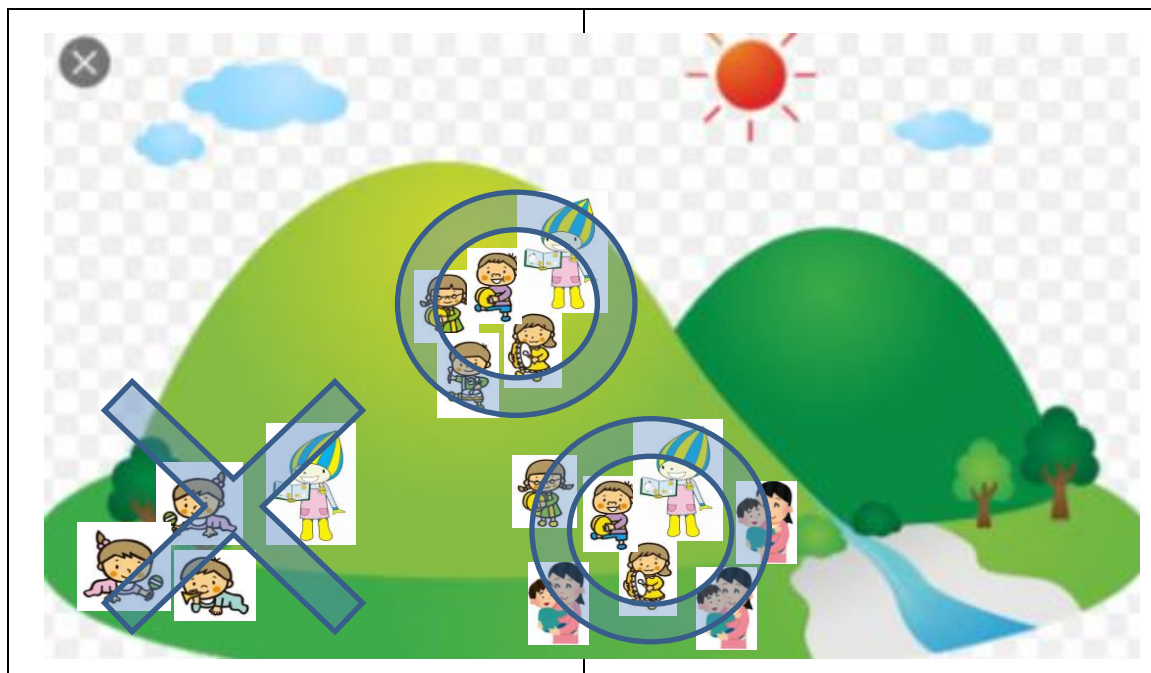


#### (4) 受入対象年齢について

乳児や2歳未満児等を保育しない又は親が同伴していること。

##### 【具体例】

- ・ 2歳以上の子どものみ受入れるようにしてください。
- ・ 乳児や2歳未満児が参加する場合は保育の対象とならないため、必ず保護者が同伴するようにしてください。



#### (5) 園舎でない場所を主な活動拠点とすることを踏まえた安全対策

園舎等でない場所を主な活動拠点とすることを踏まえた安全対策が適切に講じられていること（保育従事者の加配、保育士等の有資格者の配置、安全に関する講習受講の義務付け、安全対策マニュアル（予防対応・緊急時対応）の作成など）

##### 【具体例】

3歳児40人、4歳児30人、5歳児30人の受入れを行うとした場合、次の①及び②を満たすよう職員を配置するとともに、③～⑤のとおり資料を提出する必要があります。

- ① 基準上必要となる職員は4人のところ、5人以上の職員を配置する必要があります。（基準プラス1人）
- ② 保育士、看護師等の有資格者について、2人以上配置する必要があります。（従事者の1/3以上の有資格者を配置）

- ③ 幼児安全法支援員養成講習、赤十字救急法基礎講習、NPO 法人等が実施する野外活動における安全管理に関する講習などの、安全に関する講習の修了証等の写しを提出する必要があります。
- ④ 屋外活動に伴う危険（動物等による事故、悪天候による事故、転落による事故、落石・倒木による事故など）の予測や、危険に対する具体的な対応について整理したマニュアル等を作成する必要があります。
- ⑤ 幼児の安全確保（心肺蘇生や応急処置など）に関するマニュアル等を作成する必要があります。

## 7 国指導監督基準及び安全性確保のためのポイントの整理

一般的な認可外保育施設については、国指導監督基準に基づき、乳幼児の健康や安全を確保する必要があり、自然保育等についても同様です。

また、国FAQでは、園舎は必須とされていませんが、本県としては、雨天荒天時にも児童に安全に保育を提供するためには、園舎等は必須であるとともに、国指導監督基準に加え、6（1）から（5）で説明した国FAQが例示する安全性確保に向けた指導のポイント（下表太線囲み部分）を確認することとします。

なお、子ども子育て支援法附則第4条に基づく経過措置により、5年間（R1. 10. 1～R6. 9. 30）においては、国指導監督基準を満たさない場合も施設等利用費（無償化）の対象となりますが、届出の受付後、速やかに各地域の県事務所等による立入調査を実施するとともに、毎年、定期的に指導監査を行います。経過措置期間終了後も無償化の対象となるためには、国指導監督基準を満たしていることが必要となるためご注意ください。

### <国指導監督基準及び安全性確保のためのポイント>

	認可外保育施設	園舎でない場所を活動拠点とする認可外保育施設
対象児	0歳～就学前の保育を必要とする子ども	2歳～就学前の保育を必要とする子ども
開設日数	週5日、年間39週以上を目安	同左
保育時間	4時間以上を目安	同左
設置主体	制限なし	同左
保育料	施設が保育料を設定、徴収	同左
職員配置基準	満1・2歳児 6：1 満3歳児 20：1 満4歳児以上 30：1 ※2人を下回ることができない	左欄の基準上必要な職員の人数に1人以上加えて配置すること ※2人を下回ることができない
職員資格基準	概ね1／3以上は、保育士又は看護師	同左
施設基準	保育室、調理室、便所(手洗設備)	同左

・保育室等	概ね 1.65m <sup>2</sup> /人以上 ※ 5人以下の場合 3.3m <sup>2</sup>	同左	
・屋外遊戯室	規定なし	同左	
・給食	調理室（保育室と同室可） ※ 外部搬入や弁当の持参可	同左	
安全対策	2階以上	耐火構造／避難用の屋外階段等設置	同左
		転落事故防止設備の設置	
	3階以上	調理室と保育室等との間に防火上有効にダンパーが設けられている又は自動消火装置（スプリンクラーなど）が設けられている	同左
		壁、天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で実施	同左
		非常警報器具又は非常警報設備の設置 消防機関への火災通報設備の設置	同左
	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについての防災処理	同左	
複数の連絡先の確保	—	緊急時に速やかに連絡が取れること（複数の携帯電話番号を提出）	
保育の場所の特定について	—	地図、写真等により活動拠点の場所を明確にすること	
雨天荒天時の安全確保	—	建物の登記簿、図面、車検証の写し等により、活動拠点の近隣の建物や園バス等へ待避が可能であることをしめすこと	
屋外活動に関する安全対策	—	安全に関する講習の受講、安全対策マニュアルを設けること	

## 8 問い合わせ先

## (1) 届出の手続きに関する問い合わせ

所属名	所管区域	電話番号	相談時間
岐阜地域福祉事務所 福祉課	羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、 本巣市、岐南町、 笠松町、北方町	058-272-8287	平日 午前8時30分から 午後5時15分まで
西濃県事務所福祉課	大垣市、海津市、 養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町	0584-73-1111 (内線234)	
揖斐県事務所福祉課	揖斐川町、大野町、 池田町	0585-23-1111 (内線241)	
中濃県事務所福祉課	関市、美濃市、 郡上市	0575-33-4011 (内線258)	
可茂県事務所福祉課	美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	0574-25-3111 (内線243)	
東濃県事務所福祉課	多治見市、瑞浪市、土 岐市	0572-23-1111 (内線272)	
恵那県事務所福祉課	中津川市、恵那市	0573-26-1111 (内線227)	
飛騨県事務所福祉課	高山市、飛騨市、 下呂市、大野郡	0577-52-3111 (内線274)	

## (2) 認可外保育施設の制度全般に関する問い合わせ

所属名	所管区域	電話番号	相談時間
岐阜県健康福祉部子 ども・女性局子育て 支援課	県全域（岐阜市を除 く）	058-272-8336	平日 午前8時30分から 午後5時15分まで